

資料8 本計画に関連する計画（環境に関連する部分の抜粋）

1 景観まちづくり計画〔策定：平成19年（2007年）3月〕

快適な暮らしの環境の創造に資するとともに、次代につなぐ良好な都市景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ための基本的な方向性を示すもの

■将来像

第2章 景観まちづくりの目標

4 基本目標と方針

(1) 基本目標

A. 地勢を活かした、潤いある景観をまもり、はぐくむ

- ・大規模な公園や緑地、河川や池の親水空間をもつ本市の地勢特性を活かした緑豊かで、潤いのある景観をまもり、つくとともに、身近な場所においても緑化を進めるなど、潤いのある景観をはぐくみます。

(2) 基本方針

- ・緑の保全と育成を進めます
- ・潤いのある水辺景観を育成します
- ・共生の景観保全・整備を進めます

■目標年度

平成32年度（2020年度）

■環境に関する項目

第3章 類型別景観まちづくり計画

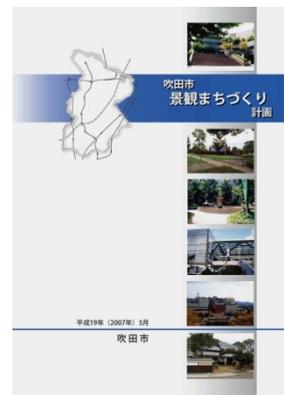
4 自然の景観

(1) 緑の景観

- ・緑を保全し、育成に努める
- ・斜面緑地の保全に努める
- ・地域性への配慮や統一感をもたせた街路樹による緑化に努める
- ・緑地空間や身近な緑空間の拡大に努める
- ・樹林・樹木の適正な維持管理に努める
- ・緑と調和するまちづくりに努める
- ・田畑などの保全と景観演出に努める
- ・敷地内の緑化や生垣などの緑化に努める

(2) 水辺の景観

- ・水質の保全や改善、維持管理に努める
- ・生き物の住める環境づくりに努める
- ・自然を感じさせ、親水性のある水辺空間をつくる



2 都市計画マスタープラン〔策定：平成 16 年（2004 年）3 月〕

都市計画の長期的な目標を定めた今後の都市計画を進める上での指針

■基本理念

I まちづくりの基本理念

1 暮らしに安心と快適性をもたらすまちづくり

(1) 人にやさしい歩いて暮らせるまちづくり

2 誇りと愛着の持てる定住のまちづくり

(2) 地球環境の保全と環境への負荷の小さいライフスタイルへの支援

■目標年度

平成 35 年度（2023 年度）

■環境に関する項目

IV まちづくりの方針

5 環境のまちづくり方針

- ・都市をとりまく環境を、地球全体の視点から地球環境、水や緑、生き物などの自然環境、市街地の都市環境、市民の暮らしに密着した生活環境といった面から幅広くとらえ、「吹田市環境基本計画」に基づき、保全・再生・創出という視点から環境と共生するまちづくりを総合的に推進します。
- ・水や緑などの自然に対する市民の関心が高まっていることから、市街地内のみどりを保全・創出するとともに、地域に生息する昆虫、鳥類、魚類などの生態系に配慮し、自然と共生できるまちづくりをめざします。
- ・環境に配慮した都市基盤施設の整備や公害の防止により、都市の環境と市民の健康を守ります。
- ・徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進や、市民レベルでの環境改善活動など環境への負荷の小さいライフスタイルへの支援をめざします。



3 一般廃棄物処理基本計画〔策定：平成24年（2012年）3月〕
吹田市のごみの減量や適正処理の基本方向・基本施策を定めたもの

■基本理念

第3章 循環型社会構築に向けた基本的考え方

第2節 基本理念

吹田らしいコミュニティ活動を展開し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す

■期間

平成24年度（2012年度）～平成32年度（2020年度）

■基本方向

第5章 基本理念実現に向けた基本施策（部門別基本計画）

I. 発生抑制を優先する社会へ転換を目指す

- (1) 市民自ら環境に配慮した行動を実践
- (2) 事業者が自主的に環境に配慮した行動を実践
- (3) 三者協働による発生抑制型社会の基盤づくり

II. 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築を目指す

- (1) 分別排出ルール of 浸透と遵守のための仕組みづくり
- (2) 市、事業者が提供するリサイクル手段を拡充
- (3) 地域リサイクル活動を活性化
- (4) リサイクルシステムを安定化

III. 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進を目指す

- (1) 排出者責任の浸透と排出管理指導を強化
- (2) 古紙等リサイクルを促進
- (3) 資源循環エネルギーセンターにおける搬入ごみ対策の強化
- (4) 公共施設における率先行動を拡充

IV. リサイクルや適正処理等に適し、持続可能な低炭素社会実現にも寄与する収集体制や処理システムの構築を目指す

- (1) リサイクルや適正処理等の推進に適した収集体制の確立
- (2) 高齢化社会等に対応できるよう収集体制を見直し
- (3) 収集作業の安全性を確保
- (4) 持続可能な低炭素社会実現に寄与する処理システムの構築
- (5) 最終処分場を安定的に確保
- (6) ごみ処理費用等負担の適正化を検討
- (7) 廃棄物処理に関する総合的災害対策の充実



4 第2次みどりの基本計画 [策定：平成23年（2011年）3月]

快適な生活環境に欠かすことの出来ない“みどり”の将来の総合的なあり方を定めるもの

■基本理念

第3章 本計画の基本的な考え方

1. 基本理念

心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市すいた

■目標年度

平成37年度（2025年度）

■基本方針

第3章 本計画の基本的な考え方

3. 基本方針

基本方針 1. みどりを継承する

- ① 今ある民有地のみどりを次世代へ継承する
- ② 今ある公共のみどりを次世代へ継承する

基本方針 2. みどりを生み出す

- ① 地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す
- ② 地域に応じたみどりの拠点をつくる

基本方針 3. みどりを活かす

- ① 人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める
- ② 今ある公園・緑地を充実する
- ③ 人と地域を育む場としてみどりを活かす

基本方針 4. 市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める

- ① 市民参加・協働を支える仕組みをつくる
- ② 市民参加・協働による取組を進める



5 地球温暖化対策新実行計画 [策定：平成 23 年（2011 年）3 月]

低炭素型行動様式への転換を促進するための基本的な考え方と取組施策を盛り込んだもの

■基本理念

エネルギーを適正に利用できる低炭素社会への転換

■期間

平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）

■基本方針

第 3 章 目標達成のシナリオと実施施策

3.2 施策の基本方針

- ・ライフスタイルや事業活動の転換促進
省エネルギー機器等の導入促進 [重点 1]
(仮称)吹田環境パートナーシッププラザの開設 [重点 2]
環境先進パートナーシッププロジェクトの推進 [重点 3]
環境学習・環境教育の推進 [重点 4]
- ・再生可能エネルギーの導入拡大
再生可能エネルギーの大規模導入 [重点 5]
- ・低炭素型まちづくりの推進
車に依存しないくらしの推進 [重点 6]
ヒートアイランド対策
みどりや水辺の保全・整備
東部拠点におけるまちづくり [重点 7]
- ・循環型社会の形成
廃棄物の減量・リサイクルの促進
水資源の有効活用
- ・市役所の率先行動
エコオフィスプラン [重点 8]

